

平成22年度奈良県立高等学校入学者選抜に関するQ & A

○ 事務処理等に関することについて

【出願書類の各種様式について】

Q54 特色選抜の出願書類の「『自己アピール文』記入票」などの各種様式等は、「入学者選抜実施要項」の様式をコピーして使用してもかまいませんか。

A (1) コピーを使用してもよいもの

- ・「自己アピール文」記入票、各種実技検査受検種目届出票、欠席届、入学辞退届、各種申請書、出願資格証明書、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願
- ・上記の各様式については、県教育委員会学校教育課Webページ（ホームページ）から印刷していただいても結構です。

(2) コピーを使用してはいけないもの

- ・各選抜の入学願書は、配布したものを使用してください。
- ・各教科の学習成績算出資料、調査書、学習成績一覧表、学習成績分布表及び「特技に関する記録〔体育〕」の作成にあたっては、県教育委員会学校教育課Webページ（ホームページ）からダウンロードした平成22年度奈良県立高等学校入学者選抜用の「調査書等作成ファイル」を使用して作成してください。ただし、県外中学校から出願する場合、調査書及び「特技に関する記録〔体育〕」については、配布された用紙に記入してください。